

建築等許可申請添付書類一覧

法第43条第1項（開発許可を受けていない土地における建築物の建築許可等）(1)

必要部数：2部（正1部、副1部）

No.	添付書類	内 容
1	建築物の建築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	
2	委任状	（代理者による申請の場合）
3	理由書	
4	土地登記事項証明書	発行後6か月以内
5	土地権利者の同意書	（申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合） 実印、同意年月日記入
6	土地権利者の印鑑証明書	（申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合） 同意書作成時のもの
7	立地基準の判断に必要な書類	別表のとおり
8	都市計画図	方位、区域朱囲い、カラーコピー
9	案内図	方位、区域朱囲い
10	公図	発行後3か月以内、方位、縮尺、区域朱囲い
11	現況図	方位、縮尺、区域朱囲い、既存建築物・公共施設、現況写真の撮影方向
12	現況写真（2方向以上）	区域朱囲い、道路を入れて撮影
13	求積図（実測）	方位、縮尺、区域朱囲い、杭間距離、面積（小数点第2位）
14	土地利用計画平面図（建築物配置図） 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱囲い、道路（幅員、市道番号等、建築基準法上の道路種別）、予定建築物の用途・床面積、緑地等、『切土・盛土なし』と明記、擁壁・外構の種類（既設・新設の別も明記）
15	排水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱囲い、排水系統、種類、材料、管径、流水方向等
16	排水施設構造図	排水柵、合併処理浄化槽、油水分離槽、最終柵から排水先への接続等
17	雨水流出抑制計算書	【専用住宅で北本市雨水流出抑制施設設置基準により設計されている場合は不要】
18	水路占用許可書の写し	（出入口、排水等のために水路を使用する場合）
19	道路工事施行承認書の写し、道路占用許可書の写し	（道路に関する工事を行う場合や道路に物件等を設けて使用する場合）
20	排水管理設同意書、印鑑証明書、土地登記事項証明書	（排水のために隣地等を利用する場合） 印鑑証明書は発行後3か月以内、土地登記事項証明書は発行後6か月以内
21	公共下水道区域外流入許可書の写し	（公共下水道区域外流入する場合）
22	その他市長が必要と認める書類	

（裏面へ）

建築等許可申請添付書類一覧

法第43条第1項（開発許可を受けていない土地における建築物の建築許可等）(2)

別表 立地基準の判断に必要な書類

No.	添付書類	内 容
1	法第34条第1号（日常生活に必要な物品販売の店舗、自動車修理工場等）	
1-1	資格証の写し	（美容師等の資格が必要な場合）
2	法第34条第2号（鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設）	
2-1	証明書	温泉法に基づく温泉証明等
3	法第34条第4号（農林漁業用施設）	
3-1	農家証明書【取引先を含む】	発行後3か月以内
3-2	事業計画書	収支計画（減価償却を含む）、原材料入手先・入手方法（取引証明書の写し、契約書の写し等）、年間生産・業務計画（月別作業量、作業内容等）、販売先・販売方法（取り決め方法・契約、出荷方法等）、耕作地分布図
4	法第34条第7号（既存工場の関連施設）	
4-1	既存工場と密接に関連することが分かる書類	収支計画（減価償却を含む）、原材料入手先・入手方法（取引証明書の写し、契約書の写し等）、年間生産・業務計画（月別作業量、作業内容等）、販売先・販売方法（取引証明書の写し、契約書の写し等）
5	法第34条第8号の2（災害レッドゾーンからの移転）	
5-1	移転対象建築物等の建物登記事項証明書、建築確認通知書（確認済証）の写し	建物登記事項証明書は発行後3か月以内 移転対象建築物等の用途が確認できるもの
6	法第34条第9号（休憩所、給油所、火薬類製造所）	なし
7	法第34条第11号（集落区域における建築物）	なし
8	法第34条第12号 条例第5条第1項第1号ア（区域区分日前所有地における自己用住宅）	
8-1	申請者の世帯全員の住民票	発行後3か月以内
8-2	建物賃貸借契約書の写し（同居の場合は建物登記事項証明書）	建物登記事項証明書は発行後3か月以内
8-3	親族図	申請者と区域区分日前から現在までの土地所有者との続柄を明示
8-4	戸籍謄本	発行後3か月以内 申請者と区域区分日前から現在までの土地所有者との続柄が確認できること（該当親族全員分を添付）
9	法第34条第12号 条例第5条第1項第1号イ（長期居住者の親族の自己用住宅）	
9-1	申請者の世帯全員の住民票	発行後3か月以内
9-2	建物賃貸借契約書の写し（同居の場合は建物登記事項証明書）	建物登記事項証明書は発行後3か月以内
9-3	親族図	申請者と土地所有者の続柄、申請者と長期居住者の続柄を明示
9-4	長期居住者の住民票	発行後3か月以内、20年前から現在までの間の居住が確認できること
9-5	戸籍謄本	発行後3か月以内 申請者と土地所有者との続柄、申請者と長期居住者との続柄が確認できること（該当親族全員分を添付）
10	法第34条第12号 条例第5条第1項第2号（長期居住者の自己業務用建築物）	
10-1	申請者の住民票	発行後3か月以内、20年前から現在までの間の居住が確認できること
11	法第34条第12号 条例第5条第1項第3号（公共移転）	
11-1	従前地の都市計画図、案内図	方位、区域朱囲い、都市計画図はカラーコピー
11-2	収用証明書	
11-3	収用された建築物の建物登記事項証明書、建築確認通知書（確認済証）の写し	建物登記事項証明書は発行後3か月以内 建築物の所有者及び用途が確認できるもの
12	法第34条第12号 条例第5条第1項第8号（国道17号に面した土地における小売業の店舗）	なし